

報告第一号

令和六年第四回定例県議会追加議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和六年十二月十二日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文



財 第 354 号  
令和6年11月29日

大分県教育委員会  
教育長 山田 雅文 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・令和6年度 大分県一般会計補正予算（第5号）
- ・職員の給与に関する条例等の一部改正について

2 議案提出県議会

令和6年第4回定例会（令和6年12月6日 追加提出）

教委教改第1271号  
令和6年12月2日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

大分県教育委員会  
教育長 山田雅文

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和6年11月29日付け財第354号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。

## 令和6年度 大分県一般会計補正予算(第5号)

第10款 教育費

3,144,969 千円

第1項 教育総務費

3,144,969 千円

目	補正 前の額	補正 予算額	計	節		事業名	金額	補正予算額財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国庫支出金	県債	その他		
2 事務局費	2,842,537	3,144,969	5,987,506				3,144,969	615,376			2,529,593	
				2 給料	1,419,796	給与費	3,144,969	615,376			2,529,593	
3 職員手当等	1,309,146											
4 共済費	416,027											
計	14,842,736	3,144,969	17,987,705				3,144,969	615,376			2,529,593	

第10款 第1項 教育総務費

## 職員の給与に関する条例等の一部改正について

## 項目 1 職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条及び第 2 条関係）

項 目	改 正 内 容				備 考
(1) 給料表改定 (別表第 1～6)	○国に準じて若年層に重点を置いた給料月額の上上げ及び各号給に一定の率（改定率 0.37%）を乗じた給料表に改定（全体の改定率 2.96% 月額 10,405 円）				令和 6 年 4 月 1 日適用
(2) 初任給調整手当 (第 11 条の 2)	○医師及び歯科医師に対する支給月額を引上げ ・ 医師及び歯科医師（医療職給料表 I 適用者） 415,600 円 → 416,600 円 ・ "（医療職給料表 I 適用者以外） 51,100 円 → 51,600 円				令和 6 年 4 月 1 日適用
(3) 期末手当及び 勤勉手当 (第 22, 23 条)	○期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げ(4.5 月→4.6 月)に係る 12 月期の支給月数の改正				令和 6 年 12 月 1 日適用
	期末手当	6 月期	12 月期		
			現行	改正後	
	一般職員	1.225	1.225	1.275	
	特定管理職員	1.025	1.025	1.075	
	勤勉手当	6 月期	12 月期		
			現行	改正後	
	一般職員	1.025	1.025	1.075	
	特定管理職員	1.225	1.225	1.275	
	○6 月期と 12 月期の支給月数の改正(期末・勤勉手当 4.6 月を均等になるよう配分)				
期末手当	6 月期		12 月期		
	R6.6 月	改正後	R6.12 月	改正後	
一般職員	1.225	1.25	1.275	1.25	
特定管理職員	1.025	1.05	1.075	1.05	
勤勉手当	6 月期		12 月期		
	R6.6 月	改正後	R6.12 月	改正後	
一般職員	1.025	1.05	1.075	1.05	
特定管理職員	1.225	1.25	1.275	1.25	

## 項目2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条関係)

項目	改正内容	備考								
(1)給料表改定	任期付職員給料表の給料月額の上上げ	令和6年4月1日適用								
(2)期末手当	年間支給月数の上上げ(3.40月→3.45月)に係る12月期の支給月数の改正。 <table border="1" data-bbox="510 448 1041 579"> <thead> <tr> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R6.6月</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.70</td> <td>1.70</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table>	6月期	12月期		R6.6月	改正後	1.70	1.70	1.75	令和6年12月1日適用
6月期	12月期									
	R6.6月	改正後								
1.70	1.70	1.75								

## 項目3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正(第4条関係)

項目	改正内容	備考								
(1)給料表改定	任期付研究員給料表の給料月額の上上げ。	令和6年4月1日適用								
(2)期末手当	年間支給月数の上上げ(3.40月→3.45月)に係る12月期の支給月数の改正。 <table border="1" data-bbox="510 810 1041 941"> <thead> <tr> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R6.12月</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.70</td> <td>1.70</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table>	6月期	12月期		R6.12月	改正後	1.70	1.70	1.75	令和6年12月1日適用
6月期	12月期									
	R6.12月	改正後								
1.70	1.70	1.75								

## 項目4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正(第5条関係)

項目	改正内容	備考												
(1)期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正(3.45月)。 <table border="1" data-bbox="510 1150 1115 1281"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R6.6月</th> <th>改正後</th> <th>R6.12月</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.70</td> <td>1.725</td> <td>1.75</td> <td>1.725</td> </tr> </tbody> </table>	6月期		12月期		R6.6月	改正後	R6.12月	改正後	1.70	1.725	1.75	1.725	令和7年4月1日施行
6月期		12月期												
R6.6月	改正後	R6.12月	改正後											
1.70	1.725	1.75	1.725											

## 項目5 特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正（第6条及び第7条関係）

項 目	改 正 内 容	備 考												
(1) 期末手当 (第5条)	<p>○年間支給月数の引上げ（3. 4 0月→3. 4 5月）に係る12月期の支給月数の改正</p> <table border="1" data-bbox="512 400 1061 568"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 400 723 512">6月期</th> <th colspan="2" data-bbox="723 400 1061 448">12月期</th> </tr> <tr> <td data-bbox="512 448 723 512"></td> <td data-bbox="723 448 909 512">R6. 12月</td> <td data-bbox="909 448 1061 512">改正後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 512 723 568">1. 70</td> <td data-bbox="723 512 909 568">1. 70</td> <td data-bbox="909 512 1061 568">1. 75</td> </tr> </thead> </table>	6月期	12月期			R6. 12月	改正後	1. 70	1. 70	1. 75	令和6年12月1日適用			
6月期	12月期													
	R6. 12月	改正後												
1. 70	1. 70	1. 75												
	<p>○6月期と12月期の支給月数の改正（3. 4 5月を均等になるよう配分）</p> <table border="1" data-bbox="512 651 1104 802"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="512 651 797 699">6月期</th> <th colspan="2" data-bbox="797 651 1104 699">12月期</th> </tr> <tr> <td data-bbox="512 699 633 746">R6. 6月</td> <td data-bbox="633 699 797 746">改正後</td> <td data-bbox="797 699 931 746">R6. 12月</td> <td data-bbox="931 699 1104 746">改正後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 746 633 802">1. 70</td> <td data-bbox="633 746 797 802">1. 725</td> <td data-bbox="797 746 931 802">1. 75</td> <td data-bbox="931 746 1104 802">1. 725</td> </tr> </thead> </table>	6月期		12月期		R6. 6月	改正後	R6. 12月	改正後	1. 70	1. 725	1. 75	1. 725	令和7年4月1日施行
6月期		12月期												
R6. 6月	改正後	R6. 12月	改正後											
1. 70	1. 725	1. 75	1. 725											

## 項目6 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正(第8条及び第9条関係)

項 目	改 正 内 容	備 考																							
(1) 期末手当及び 勤勉手当 (第2条、第4条、 第4条の2)	○ 期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げ(4. 5月→4. 6月)に係る12月期の支給月数の改正 (期末手当)	令和6年12月1日適用																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.225</td> <td>1.225</td> <td>1.275</td> </tr> </tbody> </table> (勤勉手当) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.025</td> <td>1.025</td> <td>1.075</td> </tr> </tbody> </table>		6月期	12月期		現行	改正後	1.225	1.225	1.275	6月期	12月期		現行	改正後	1.025	1.025	1.075							
6月期	12月期																								
	現行	改正後																							
1.225	1.225	1.275																							
6月期	12月期																								
	現行	改正後																							
1.025	1.025	1.075																							
	○ 6月期と12月期の支給月数の改正(期末・勤勉手当4. 6月を均等になるよう配分) (期末手当)	令和7年4月1日施行																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R6. 6月</th> <th>改正後</th> <th>R6. 12月</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.225</td> <td>1.25</td> <td>1.275</td> <td>1.25</td> </tr> </tbody> </table> (勤勉手当) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">6月期</th> <th colspan="2">12月期</th> </tr> <tr> <th>R6. 6月</th> <th>改正後</th> <th>R6. 12月</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.025</td> <td>1.05</td> <td>1.075</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table>		6月期		12月期		R6. 6月	改正後	R6. 12月	改正後	1.225	1.25	1.275	1.25	6月期		12月期		R6. 6月	改正後	R6. 12月	改正後	1.025	1.05	1.075
6月期		12月期																							
R6. 6月	改正後	R6. 12月	改正後																						
1.225	1.25	1.275	1.25																						
6月期		12月期																							
R6. 6月	改正後	R6. 12月	改正後																						
1.025	1.05	1.075	1.05																						

## 項目7 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正(第10条関係)

項 目	改 正 内 容	備 考								
(1)期末手当	年間支給月数の引上げ(3.40月→3.45月)に係る12月期の支給月数の改正。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">6月期</td> <td colspan="2">12月期</td> </tr> <tr> <td>R6.12月</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.70</td> <td>1.70</td> <td>1.75</td> </tr> </table>	6月期	12月期		R6.12月	改正後	1.70	1.70	1.75	令和6年12月1日適用
6月期	12月期									
	R6.12月	改正後								
1.70	1.70	1.75								

## 項目8 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正(第11条関係)

項 目	改 正 内 容	備 考												
(1)期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正(3.45月)。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">6月期</td> <td colspan="2">12月期</td> </tr> <tr> <td>R6.6月</td> <td>改正後</td> <td>R6.12月</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.7</td> <td>1.725</td> <td>1.75</td> <td>1.725</td> </tr> </table>	6月期		12月期		R6.6月	改正後	R6.12月	改正後	1.7	1.725	1.75	1.725	令和7年4月1日施行
6月期		12月期												
R6.6月	改正後	R6.12月	改正後											
1.7	1.725	1.75	1.725											

## 項目9 特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正(第12条関係)

項 目	改 正 内 容	備 考
(1)給料表改定	特別職秘書給料表の給料月額引上げ。 (一般職の職員に準じて改定)	令和6年4月1日適用

## 項目10 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正(第13条関係)

項 目	改 正 内 容	備 考
(1)報酬の限度額	非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準じる報酬については、国に準じて限度額を改定 26,200円 → 26,500円 (高度の知識経験に基づき困難な職務を行う医師等で知事が指定するもの)。 34,300円 → 34,700円	令和6年4月1日適用

## 附 則

項 目	改 正 内 容
第1項 (施行期日)	○この条例は、令和7年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。 ○ただし、令和7年度以降の期末・勤勉手当（6月期と12月期の支給月数の改定）に係る規定（第2条、第5条、第7条、第9条、第11条）は、令和7年4月1日から施行する。
第2項 (適用日)	○給料表等の改定に係る規定（第1条、第3条、第4条、第12条、第13条）は、令和6年4月1日から適用
第3項 (適用日)	○令和6年12月に支給される期末・勤勉手当の支給率（第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第10条）の改定は、令和6年12月1日から適用